



お問い合わせは、
(☎63・3802)まで。

ただ今、「合同滞納
整理強化月間」です！

町税の納め忘れは
ございませんか？

町、県および和歌山地方税回収機構では11・12月を合同の「滞納整理強化月間」として、滞納税額縮減のため、差押えを行うなど協調して滞納整理に取り組めます。

まだ納付されていない方は、金融機関または税務課で早急に納付してください。

何らかの事情により納付できない方は、未納のまま放置せず、税務課へ是非ご相談ください。

【夜間納税相談窓口の開設】

次のとおり夜間の納税相談窓

口を開設しますので、ご利用ください。

日時 平成26年12月18日(木)
19日(金)
午後8時まで
場所 役場別館1階 税務課

町税は納付期限内に
納付しましょう

町税は自主的に納期限内に納付することが原則です。

納期までに町税を納付しない場合は督促状が送付されます。督促状を発した日から10日を経過した日までにこの町税にかかる徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。徴収金とは、本税に、延滞金、督促手数料などを合わせたものです。

【納期限を過ぎても

納付がない場合】

納期限までに納付された方との公平性を保つため、次のとおり滞納処分の手続きを行うこととなります。

- ①督促状の送付
- ②電話や文書、直接訪問などに

よる納税の催告

- ③財産調査を実施
- ④預金、給与、不動産等の財産の差押え
- ⑤差押えた不動産等の公売・換価

詳しくは、税務課(☎63・3802)まで。



中学生 税の標語

日高地方租税教育推進協議会(崎久保義嗣会長)が、町内中学生から募集していた平成26年度「税に関する中学生の標語」に216人の応募がありました。

その中から、次の3点が優秀作品に選ばれ、同協議会より表彰されました。なお、受賞作品は、御坊税務署および役場玄関口に1年間掲出されます。

【受賞作品】

○「納めよう 未来を築く 第一歩」

日高中2年 黒田陸真

○「税金で 明るく豊かな 国づくり」

日高中3年 松原実由

○「税金で 人の暮らしも 将来も」

日高中3年 山下 萌

【和歌山地方税回収機構とは】

機構は、滞納となった税金を回収するため、滞納者宅の捜索、不動産・預金・売掛金等の差押え・差押え財産の公売などの法的処分を行う組織です。本町でも毎年、滞納事案の引き継ぎを行っており、今後も税負担の公平性確保のため、積極的に活用していきます。

建築物の新築・増改築または取壊しをされた方へ

家屋の増改築をしたり、倉庫や物置、車庫を新築(増改築)されると、固定資産税の対象となり、申告の義務が生じる場合があります。

家屋の増改築や倉庫などの新築(増改築)をされた場合は、お

太陽光発電設備を設置される場合

太陽光パネルなどの太陽光発電設備(再生可能エネルギー発電設備)を設置した時は、固定資産税の課税対象となり、償却資産(固定資産)として町への申告が必要な場合があります。

下表で「課税の対象」に該当する場合は、平成27年2月2日(月)までに償却資産の申告をしていただく必要があります。

対象となる方には、12月末頃に申告案内を送付させていただきます。

設置者	設備の発電規模	
	10kw以上	10kw未満
個人(住宅)	省の全剰さ業のり、しと業は余電事り、なと産受は売合と産対産をたを場産資課税す。済定ま力る資却課税なり。電れ用償てなり。	とめ、し象と対す。産たのり。資産のり。業用な資課税なり。事な償て外
個人(事業用)	と電のり。産と。売却資産とならぬ。償却資産とならぬ。業用にかかわる対象のり。事無して課税のり。	
法人		

※一定の要件を満たす設備に対しては、特例措置が適用され、税負担が軽減される場合があります。

02)まで。

詳しくは、税務課(☎63・38

02)まで。すので、事前にご連絡をお願いいたします。

詳しくは、税務課(☎63・3802)まで。

こなつてください。

把握に努めておりますが、減失登記がされていないものや未登記建物については、適正な課税をおこなうため、必ず届出をおこなってください。

手数料ですが、完成後に税務課までご連絡ください。

また、建物を取り壊した場合には、減失登記等で取り壊しの把握に努めておりますが、減失

総務政策課 お知らせ



お問い合わせは、(☎63・2051)まで。

工業統計調査を実施します

平成26年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に調査を実施します。

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務

務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として活用されます。

調査時点は26年12月31日です。調査の実施にあたっては、本年12月から来年1月にかけて調査員がお伺いします。調査票に御記入いただいた内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することは絶対ありません。

調査票へのご回答をお願いいたします。



工業統計キャラクター
コウちゃん

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、弁護士の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。

人権相談・行政相談・心配ごと相談合同相談所開設のお知らせ

12月9日(火)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター2階会議室で午後1時から4時まで開設します。